

令和6年度

礼文町建設技術者修学資金

募集要領



令和6年4月

<目的>

将来、礼文町内において建設技術者として業務に従事し、修得した技能、技術を活かし町の発展に寄与する者に対して修学資金を貸付け、もって有用な人材を育成することを目的とするものです。

<募集内容>

1 対象者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学において国土交通大臣が指定した土木学科又は建築学科を専攻する者
- (2) (1)の対象者のほか、人材確保上、特に町長が必要と判断した者

2 募集人数

2名程度

3 貸付額

- (1) 月額10万円以内
- (2) 入学支度金30万円以内(ただし、町内中等教育学校、高等学校を卒業し、町外専門教育機関等へ進学が決定した者に限る。)

4 貸付期間

高等学校等に在籍する期間内で、貸与の決定を受けた年度の4月から3月まで

※年度途中の申請・決定の場合、当該年度の4月分から遡及適用が可能です。

※貸与の申請及び決定は、年度毎に行います。

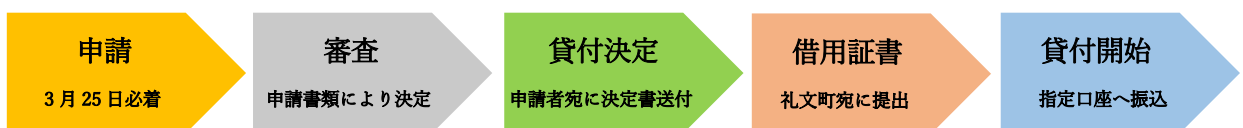
5 貸付時期

毎月指定の口座に振り込む又は9月及び3月に当該月分までを指定の口座に振り込みます。

6 貸付決定

申請書類の審査により決定します。

【貸与開始までのフロー図】



7 募集期間

令和6年3月25日(月)まで(土、日、祝日を除く)

※郵送による場合は、3月25日(月)必着のこと。

8 応募方法など

以下の提出書類を礼文町建設課建設係に持参または郵送してください。

(1) 提出書類

- ① 礼文町建設技術者修学資金貸付申請書(別記第1号様式)

※申請書の「申請者住所」欄には、住民票に記載された住所を記入してください。
なお、住民票に記載された住所以外に書類の送付を希望する場合は申請書の欄外にその旨を記入してください。

(例)住民票は実家のままだが、書類の送付は現居住地にしてほしい。

住民票は現居住地に移しているが、書類の送付は実家にしてほしい。

- ② 誓約書(別記第2号様式)
- ③ 申請者の住民票謄本
- ④ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ⑤ 進学先の合格証明書(2年目以降は在学証明書)
- ⑥ 上記の書類のほか、町長が必要と認める書類

※提出書類の様式等は、町ホームページ(以下の URL 又は QR コードからアクセス)に掲載しています。

<https://www.town.rebun.hokkaido.jp/hotnews/detail/00003089.html>



(2) 保証人

- ① 連帯保証人は2人必要です。
- ② 連帯保証人は独立した生計を営み、修学資金返還の責を負い、かつ届出その他の業務に誠実にこれを履行する者としてします。
- ③ 貸与を受けようとする方が未成年の場合は連帯保証人のうち1人は法定代理人としてください。

(3) 注意事項

- ① 申請にあっては、本要領のほか「礼文町建設技術者修学資金貸付条例」及び「礼文町建設技術者修学資金貸付条例施行規則」をよくお読みになり、本制度の内容をご理解の上応募してください。
- ② 申請書などの提出書類は、遺漏のないよう正確に記載してください。
- ③ 提出された個人情報については、この制度以外には使用しません。

9 修学者の変更等

次の事由が生じた場合は、30日以内にその旨を町長に届出てください。

(1) 変更事由

- ① 修学者又は連帯保証人の住所又は氏名を変更したとき
- ② 建設技術者として勤務し、勤務場所を変更し、若しくはその業務を廃止したとき
- ③ 連帯保証人が死亡したとき、又は破産、失踪、その他の事情により適性を失ったとき

- ④ 修学資金の借受を辞退したとき
 - ⑤ 休学し、若しくは停学の処分を受け又は復学したとき
 - ⑥ 進学先を変更又は退学したとき
- ※ 借受人が死亡したときは、連帯保証人又は借受人の遺族は届出書に死亡診断書又
戸籍謄本若しくはこれらに代わり死亡したことが確認できる書類を添えて提出し
てください。

10 修学資金の返還等

次の事由が生じた場合は、貸付の決定を返還、取消又は貸付を停止します。

(1)返還事由

- ① 卒業後本町において建設技術者として業務に従事していないとき
- ② 修学資金の貸与の決定を取消されたとき
- ③ 建設技術者として業務に従事した後、当該業務に従事しなくなったとき

(2)取消又は停止事由

- ① 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学を退学したとき
- ② 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき
- ③ 傷い、疾病その他の事由により修学が困難であると認められるとき
- ④ 不品行等により修学資金の貸付を受ける者として、適当でないと認められるとき
- ⑤ その他修学資金の貸付の目的を達成する見込がなくなったと認められるとき
- ⑥ 修学資金の貸付の決定を受けた者が休学したとき

(3)返還額

上記の(1)、(2)の事由に該当したときは、貸付を受けた修学資金の全額

(4)返還方法

- ① 月賦
- ② 半年賦
- ③ 一括払い

(5)返還利息

無利息

(6)延滞利息

正当な理由がなく修学資金の償還期間までに返還されない場合は、その未納額 100 円
につき 1 日 3 銭の割合をもって償還期限の翌日から支払の日までの日数によって計
算した延滞利息を支払わなければなりません。

ただし、特別の事情があると認めるときは、全部若しくは一部を免除することができます。

(7)償還の減免

修学資金の貸付を受けた者が、次の事由に該当し、事情やむを得ないと認められると
きは、償還金の全部若しくは一部を免除することができます。

- ① 死亡したとき
- ② 身体障害者と認められるに至ったとき

- ③ 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき
- ④ 災害その他特別の事由により償還が困難と認められるとき

(8)償還の免除

修学資金の貸付を受けた者が、次の事由に該当したときは、償還金の全部もしくは一部を免除することができます。

【全額免除】

- ・ 専門教育機関等を卒業後資格を取得し、1年以内に建設技術者として本町において業務に従事した場合においてその業務に従事した期間が修学資金の貸付を受けた期間に達したとき

【一部免除】

- ・ 修学資金の貸付を受けた者が貸付を受けた期間の2分の1以上の期間その業務に従事したとき

<お問合せ先・書類提出先>

礼文町建設課建設係

〒097-1201 北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地の 5

電話 0163-86-1001 FAX 0163-86-1007

メールアドレス：doboku@town.rebun.hokkaido.jp